

### 安全で快適な生活環境づくり

# 2項道路の後退寄付に対する 補助金について

(狭山市建築行為に係る後退部分等の整備要網)



# 狭山市都市建設部建築審査課

電話:04-2953-1111(内2171·2172)

※工作物の撤去に係る費用の補助金の申請がある場合、 補助金の申請時、請求書(市様式)を計2枚添付して下さい。



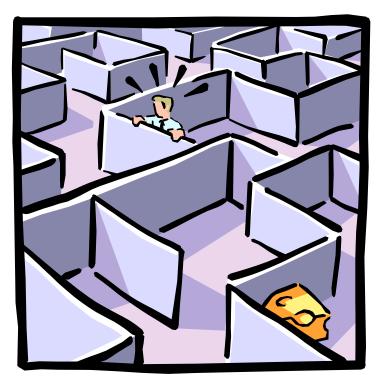
### 道路の後退とは

私たちの身近にある生活道路は、安全で良好な住環境を保全していく上で極めて重要なものです。また、災害時には避難路としても重要な役割を果たします。

しかし、狭山市内には幅のせまい道路や、すみ切りの無い道路が多数 あり、防災活動や交通、日照や通風等、住みやすい環境をつくるうえで 大きな障害となっています。

狭山市では「狭山市建築行為に係る後退部分等の整備要綱」を定め、 幅員4m未満で市が指定した道(建築基準法42条2項)に接する敷地に おいて、建築行為等があった場合に、中心から2m\*の道路後退をしてい ただき、後退部分を狭山市へ寄附して頂くことにより、道路の幅員を確保 して、より良い生活環境を整備しようとするものです。

(※片側に水路・がけ等がある場合、異なる場合があります。詳しくは建築審査課まで。)

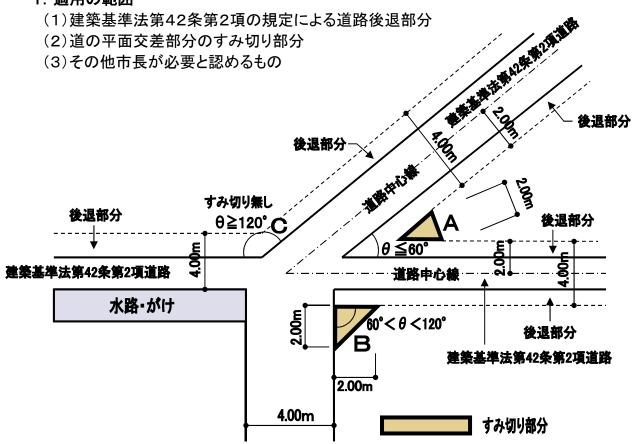






### 道路後退部分等の取扱い

#### 1. 適用の範囲



#### ○建築基準法第42条第2項に規定する道路とは

建築基準法が適用になった際、現に建築物が立ち並んでいた幅員4.0m未満1.8m以上の道で市が指定したものをいいます。

その場合、原則として道の中心線から両側にそれぞれ2. 0m後退したところを道路の 境界線とみなします。

#### 〇すみ切り部分とは

原則として、建築基準法施行令第144条の4第1項第2号の規定によるものとし、道路 交差部の角度により、下記のとおりとなります。

A部分 ( $\theta \le 60^{\circ}$ )  $\Rightarrow$  剪除長が2mとなる部分

B部分 ( $60^{\circ}$  < $\theta$ < $120^{\circ}$  )  $\Rightarrow$  隅角をはさむ辺の長さが2mの二等辺三角形の部分

C部分( 120° ≤ θ ) ⇒ すみ切り不要

※都市計画法第12条に定める市街地再開発における建築行為は適用されません。

# 補助金の内容

- ◎後退部分等を分筆し、寄附して頂いた方には、下記の内容の補助金を交付します。
- (1)分筆に係る費用の補助金
  - ①分筆費用が明確な場合

1の敷地につき、分筆登記に要した費用または13万円(限度額)

- ※かど敷地で2方向以上の後退、又は一敷地で後退部分等の筆数が2以上になるものについては、上記額に3万円加算した額(16万円)が限度額となります。
- ②分筆費用が不明確な場合

1の敷地につき、一律7万円

(2)工作物の撤去に係る費用の補助金

30万円(限度額)

- ※工作物等とは、次のとおりです。ただし、建築物は含みません。
  - •門、塀、土留、擁壁等
  - •生け垣及び植木
  - •地下埋設設備
- (3)すみ切り部分に係る補助金 3万円/箇所
- (4)後退部分の総面積(すみ切り部分含む)に応じた補助金

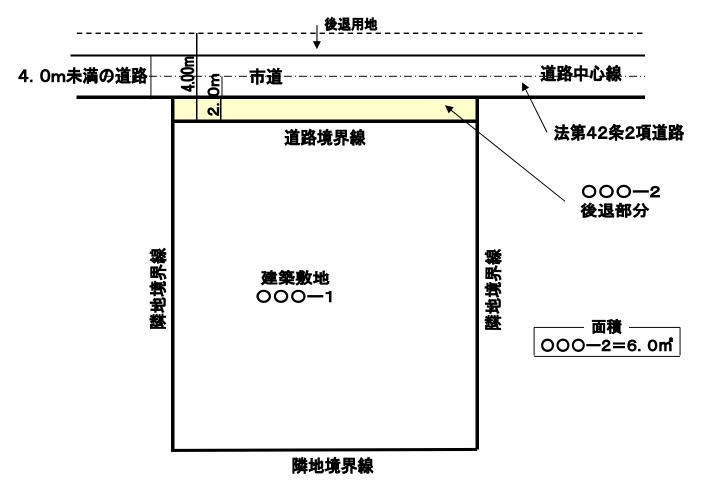
寄附面積	5㎡未満	10㎡未満	15㎡未満	20㎡未満	20㎡以上
交 付 額	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円

- ※以下による後退部分等の寄付については、補助金交付の対象となりません。
- 「狭山市宅地の等の開発に関する指導要綱」の第3条に定める開発事業による建築行為
- ◎都市建設部建設総務課より、道路後退用地寄附申込みして頂く方へ、以下の手続きをお願いします。
  - 市道と後退部分の明確化。
  - ·所有権以外の権利の<u>登記抹消。</u>
  - ・所有者の登記簿上の住所・氏名、印鑑(登録)証明書の住所・氏名が異なる場合の表示変更登記。
  - ・工作物、樹木の撤去、移植。東電柱、NTT柱、共聴アンテナ柱などの移設。
    - ※ 詳しくは都市建設部建設総務課へお問い合わせください。(内線2112)



# 補助金算出例 ①





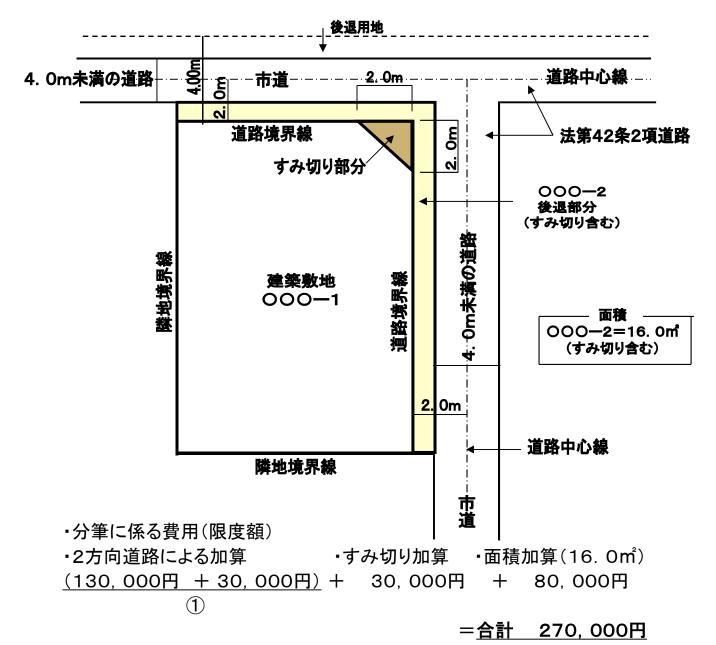
分筆に係る費用(限度額) ・面積加算(6.0㎡) + 40,000円 = 合計 170,000円 130, 000円 (1)

- ※ 分筆に係る費用が不明な場合は、①部分が一律7万円となります。
- ※ 建築敷地が複数筆に及ぶ場合も同様の扱いとなります。



### 補助金算出例 ②



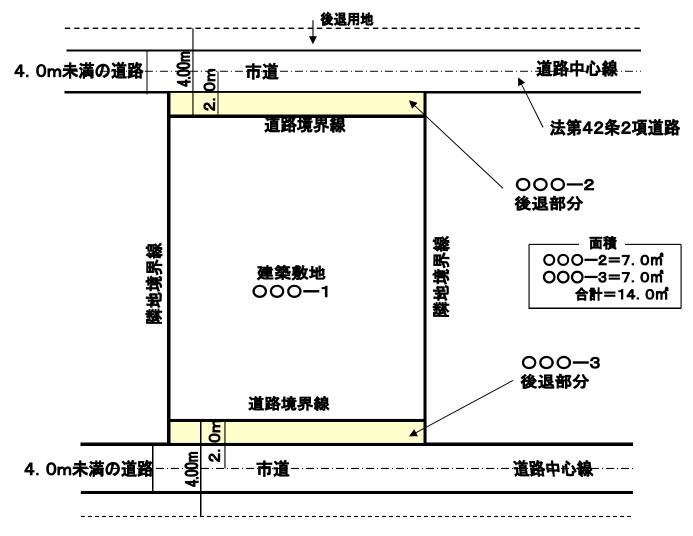


- ※ 分筆に係る費用が不明な場合は、①部分が一律7万円となります。
- 建築敷地が複数筆に及ぶ場合も同様の扱いとなります。



# 補助金算出例 3





- ・分筆に係る費用(限度額)
- ・複数筆による加算
- ·面積加算(14.0㎡)

(130,000円+30,000円) + 60,000円 =合計 220,000円 (1)

- ※ 分筆に係る費用が不明な場合は、①部分が一律7万円となります。
- ※ 建築敷地が複数筆に及ぶ場合も同様の扱いとなります。



# 補助金の交付申請手続きのながれ

